

○盛岡・紫波地区環境施設組合行政手続条例施行規則

平成 8 年10月 2 日規則第 1 号

改正 平成12年 3 月24日規則第 3 号（題名改称）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政手続条例（平成 8 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 2 号。以下「条例」という。）」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（法の実施に関する手続等）

第 2 条 法の実施に関する手続等については、矢巾町行政手続条例施行規則（平成 6 年矢巾町規則第29号）の例による。

附 則

この規則は、平成 8 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月24日規則第 3 号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。